

金沢市立中村記念美術館 画像利用の手続きについて

当館が所蔵する作品等の画像を、出版物及び映像媒体、web 等で利用される場合は、下記の手続きが必要となります。

<手続きの流れ>

1. 申請書の提出

①「画像利用申請書」（以下「申請書」という。）及び②「企画書」を郵送またはデータ（E-mail 可）にてご提出ください。

※著作権者の許諾を要する作品の場合は著作権者から、当館寄託作品の場合は権利を有する所有者からの「許可書の写し」を添付してください。

【郵送先の場合】〒920-0964 金沢市本多町 3-2-29 中村記念美術館あて

※封筒表面に「画像利用申請書」と朱書きすること。

【E-mail の場合】nakamura@kanazawa-museum.jp 中村記念美術館あて

※表題に、「画像利用申請書」と記入すること。

2. 利用許可書・作品画像の送付

「申請書」の受理後、館内での手続きを経て（1 週間程度）から利用許可書と作品画像を送付します。画像のご使用後は速やかに返却（ポジフィルムの場合）または破棄（デジタルデータの場合）してください。

※「申請書」内容を審査した上で、不許可となる場合もありますので、予めご了承ください。

※メールで画像データ送付をご希望の場合は、送付先メールアドレスを明記してください。

※提供できる画像形式がご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※ポジフィルムの返送は、ご使用後速やかに願います。（返却期限：許可書日付から 60 日以内）

3. 特記事項（事前に必ずお読みください）

- ・手続きに 1 週間程度かかります。お急ぎの場合は早めに申請してください。
- ・作品について「金沢市立中村記念美術館所蔵」であることを明記してください。
- ・出版物の場合、掲載物を 1 部ご寄贈ください。
- ・ポジフィルムを当館から送付する場合は、「着払い」とさせていただきます。
- ・ポジフィルムを破損または紛失した場合、その損害を弁償していただきます。
- ・大量の画像申請については対応できない場合があります。
- ・著作権者の許諾を要する場合は、申請者自身が行ってください。
- ・画像の再利用、二次利用、転載についても同様の申請を行ってください。
- ・画像利用の目的について、特定の企業や個人の利益に供する場合、または当館が公序良俗に反すると判断した場合には、利用をお断りすることがあります。

【問い合わせ先】

金沢市立中村記念美術館

〒920-0964 金沢市本多町 3-2-29

TEL : 076-221-0751 FAX : 076-221-0753

E-mail : nakamura@kanazawa-museum.jp